

豊能町犯罪被害者等見舞金について

本町では、犯罪行為により亡くなられた被害者のご遺族や入院を要する傷病を負った被害者に対し、見舞金支給による経済的支援を行うため、「豊能町犯罪被害者等支援条例」を制定し令和8年4月1日から施行しました。

◆支給対象要件

警察署等で被害届が受理された被害者で、豊能町に住民登録があるかた。
※やむを得ない理由(DV等)により住民登録がない場合は、町内在住者

◆対象となる犯罪事件

「人の生命または身体を害する罪」またはこれに準ずる心身に有害な影響をおよぼす罪
(殺人、傷害、放火、強制わいせつ等)

◆見舞金の種類と金額

見舞金の名称	対象者	金額
遺族見舞金	犯罪行為により亡くなられた町民の遺族のかた ※遺族とは、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のうち、第1順位に当たるかた	30万円 (1事案につき) ※すでに重症病等見舞金を受給された場合は20万円
重傷病等見舞金	犯罪行為により次に掲げるいずれかの重症病を負った町民のかた ①医師の診断により、1か月以上の療養かつ3日以上入院を要する傷害または疾病 ②医師の診断により、1か月以上の療養かつ3日以上労務に服することができない精神疾患患者	10万円 (1事案につき)

◆申請方法

- ①ホームページに掲載している所定の様式(PDFファイル)を印刷のうえ、必要事項を記載してください。
- ②記載した様式1、様式2と必要な添付資料をそろえ、役場1階住民人権課にお越しいただくか郵送にて提出してください。
- ③町で書類を審査させていただき、町から警察署に内容確認させていただいたうえで、審査結果通知書を郵送させていただきます。

◆申請期限

次のいずれかに該当する期間に限り、申請することができます。

- ①当該犯罪被害の発生を知った日から2年以内
- ②当該犯罪による死亡・重傷病の被害が発生した日から7年以内

◆支給できない場合

次のいずれかにに該当する場合など、見舞金の支給をすることができない場合があります。

- ①被害を受けた町民と加害者との間に親族関係がある場合
- ②犯罪被害を受けた町民が次に掲げる行為を行うなど、被害者本人に責められるべき理由や落ち度、過失がある場合
 - *他人をそそのかして犯罪実行の決意を起こさせたり、犯罪行為を容易にするための助力を行う行為
 - *過度の暴力や脅迫、重大な侮辱など当該犯罪を誘発する行為
 - *その他、当該犯罪に関して著しく不正な行為など

◆お問い合わせ・相談

犯罪被害者等相談窓口:豊能町役場 住民人権課

電話:072-739-3402(直通)

受付:月～金(年末年始・休日を除く) 午前9時～午後5時

○相談内容:相談窓口において、面接または電話による相談に応じるほか、必要な情報提供などを行います

<関係機関の相談窓口>

【警察の総合相談】 ☎ 06-6941-0030(プッシュ回線専用) #9110 平日:9時～17時45分(時間外は当直対応)
【犯罪被害者支援ダイヤル】(法テラス)日本司法支援センター ☎ 0120-079-714 月～金:9時～21時 土:9時～17時(祝・年末年始休み)
【性犯罪被害相談】府警 性犯罪被害110番24時間対応 ☎ 0120-548-110 #8103(性犯罪被害相談電話全国共通番号・ 発信場所の都道府県警察相談窓口につながります)
【ストーカー相談】府警 ストーカー110番 ☎ 06-6937-2110 24時間対応
【電話相談・付添サービス】認定NPO法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター ☎ 06-6674-6365 月～金:10時～16時(祝・土・日・年末年始休み)
【DV相談】大阪府女性相談センター ☎ 06-6946-7890 (電話相談は24時間対応)